

**最新台湾改正専利法の施行開始（2013年1月1日）にともなう  
重要なお知らせ**

2012年12月18日

拝啓 時下益々ご隆昌のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2013年1月1日より発効する特許庁料金の一部改定及び台湾改正専利法の重点事項について改めてお知らせいたします。

I 2013年1月1日より発効する特許庁料金の一部改定について

II. 他の改正専利法の重要事項

\* 詳細は添付資料ご参照ください。

ご参考としていただければ幸いです。  
未筆ながら、皆様の一層なるご活躍並びにご発展を心よりお祈り申し上げます。  
取急ぎご案内申し上げます。

敬具

\* 添付資料

I 2013年1月1日より発効する特許庁料金の一部改定について

1. ◎特許出願の再審査請求の特許庁料金改定について

改定前の特許庁料金：一律 NT\$ 8000

改定後の特許庁料金：

改定後は請求項数が10項以内である場合 NT\$ 7000 納付し、請求項数が10項を超える場合 NT\$ 7000 + (全請求項数-10) × NT\$ 800 納付することとなります。

なお、現行専利法（特許、実用新案及び意匠を含めた法律）では、再審査請求期限は初審査拒絶査定書謄本送達日の翌日から60日以内となっています。改定料金施行日の2013年1月1日以前に初審査拒絶査定を受けて再審査請求期限日が改定料金施行日である2013年1月1日以後に来る出願について、改定前、再審査請求を行う場合は改定前の料



Attorneys-at-Law  
Since 1965

## 台灣國際專利法律事務所

金が適用され、改定後、再審査請求を行う場合は改定後の料金が適用されますので、くれぐれもご注意頂きます様お願いいたします。

### ◎実用新案登録出願の技術評価書請求の特許庁料金改定について

改定前の特許庁料金：一律 NT\$ 5000

改定後の特許庁料金：

請求項数が 10 項以内である場合 NT\$ 5000 納付し、請求項数が 10 項を超える場合 NT\$ 5000 + (全請求項数-10) × NT\$ 600 納付することとなります。

### ◎特許権、実用新案権及び意匠権に対する無効審判請求の特許庁料金改定について

改定前の特許庁料金：特許権一律 NT\$ 10000

実用新案権一律 NT\$ 9000

意匠権一律 NT\$ 8000

改定後の特許庁料金：

特許権、実用新案権に対する無効審判請求対象の請求項数によって納付することとなります。

NT\$ 5000 + (無効審判請求の請求項数 × NT\$ 800) 納付することとなります。

意匠権に対する無効審判請求における特許庁料金は NT\$ 8000 となります。

2. なお、特許権、実用新案権について特許法第 57 条、特許法第 71 条第 1 項の第 2 号、第 3 号により無効審判請求する場合は、特許権は NT\$ 10000 納付し、実用新案権は NT\$9000 納付することとなります。

## II. 他の改正専利法の重要事項

以上

Copyright©2012 TIPLo Attorneys-at-Law

台湾国際專利法律事務所

10409 台北市南京東路二段 125 号 偉成大樓 7 階

7<sup>th</sup> Floor, We Sheng Building,

No.125, Nanking East Road, Sec. 2,

P.O.BOX 39-243, Taipei 10409, TAIWAN

Tel : 886-2-2507-2811 Fax : 886-2-2508-3711・2506-6971

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw) <http://www.tiplo.com.tw>